

2023年9月11日

お客様 各位

北海道労働金庫

2024年からのNISA制度のご案内

拝啓 平素はろうきんに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年1月、NISAは非課税保有期間の無期限化や制度の恒久化等により、大幅にリニューアルし、新しい制度がスタートします。

新しいNISA制度の導入に向けて、NISAをご利用されている方、投資信託の口座を開設されている方に、制度概要やろうきんでのお手続きについて、ご案内いたします。

ご不明点等ございましたら、お気軽にお取引店へお問合せください。

敬具

記

1. 2024年からのNISAのポイント

- (1) 非課税保有期間の無期限化
- (2) 年間投資枠の拡大
- (3) 非課税保有限度額の拡大
- (4) 制度の恒久化
- (5) 非課税限度額の再利用が可能
- (6) つみたて投資枠・成長投資枠の併用が可能

2. NISA口座開設手続き

- (1) NISA口座を開設されている方

2023年12月末時点で現行のNISA口座（一般NISA・つみたてNISA）または2024年1月1日時点で18歳であるジュニアNISAを開設している方は、2024年1月に新しいNISA口座が自動的に開設されるため、開設手続きは必要ありません。

- (2) NISA口座を開設されていない方

口座開設の手続きが必要になります。

なお、2023年中に現行のNISA口座を開設することで、自動的に開設される新しいNISA口座を2024年1月からご利用できます。

お手続きについてはお取引店へお問合せください。

3. 2023年までのNISAの定時定額買付契約の取扱い

2023年までのNISAの定時定額買付契約は、2024年からのNISAへ引継ぎます。

つみたて NISA での契約は、「つみたて投資枠」に、一般 NISA での契約は、「成長投資枠」に引継ぎ、それぞれの投資枠で買付を行います。

ただし、一般 NISA で成長投資枠の対象外のファンド（毎月分配型等）を契約されている場合は、2024 年 1 月以降（受渡日基準）は、非課税で買付することができないため、定額定期買付契約の廃止のお手続きが必要になりますので、お取引店までご相談ください。なお、お手続きがない場合は、課税口座による買付になります。

4. 2024 年からの NISA の定額定期買付契約のお申込み

店頭では、2023 年 9 月から 2024 年 1 月以降の定額定期契約の新規・変更申込みを受付します。

ろうきんダイレクトでの新規・変更申込みは引落開始月の前月の引落日後から受付します。例えば、引落日（非営業の場合は翌営業日）が 27 日の契約は 2023 年 11 月 28 日*より、7 日の契約は 2023 年 12 月 8 日より、17 日の契約は 2023 年 12 月 19 日より申込みが可能です。

*2023 年 12 月 27 日の引落による買付の受渡日が 2024 年 1 月になり、新しい NISA の対象になるため。

5. 2023 年までの NISA の取扱い

2023 年までの NISA で保有している商品は、2024 年以降も非課税期間（一般 NISA は 5 年間、つみたて NISA は 20 年間、ジュニア NISA は 5 年間*）が終了するまでは非課税（新しい制度の外枠）で保有し、分配金と売却益は非課税です。ただし、非課税期間終了時は、新しい NISA 制度に移管（ロールオーバー）することはできず、課税口座への払出しとなります。

*18 歳未満の場合は 1 月 1 日で 18 歳になる前年の 12 月 31 日まで

6. お問い合わせ先

お取引店へお問い合わせ下さい。

以 上